障発 1023 第１号
こ支障第 285 号
令和８年 10 月 23 日

都道府県知事
各 指定都市市長　殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
（公　印　省　略）
こども家庭庁支援局長
（公　印　省　略）

医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律第十四条第一項の政令で定める市を定める政令の公布について

本日、医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律第十四条第一項の政令で定める市を定める政令（令和８年政令第 332 号。以下「政令」という。）が本日付けで公布され、令和９年４月１日より施行される予定です。

政令の趣旨及び内容等を下記のとおり通知しますので、これらについて十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本政令の円滑な施行について特段の御配慮をお願いいたします。

記

１　改正の趣旨及び内容

第 221 回特別国会において成立した医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第 77 号。以下「改正法」という。）による改正後の医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律（令和３年法律第 81 号。以下「法」という。）が令和９年４月１日から施行されることに伴い、「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律第十四条第一項の政令で定める市を定める政令」を制定しました。

改正法による改正前の医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第 14 条においては、都道府県知事が、社会福祉法人等を医療的ケア児支援センターとして指定できる旨を規定していたところですが、今般、同条の改正

により、都道府県の長に加え、指定都市、中核市その他の政令で定める市又は特別区の長が、社会福祉法人等を医療的ケア児等支援センターとして指定することができることとなりました。

これを受け、「医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律第十四条第一項の政令で定める市を定める政令」を制定し、法第 14 条第１項に基づく中核市その他の政令で定める市として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 22 第１項の中核市を定めることとします。

２　施行期日について

政令は、令和９年４月１日から施行します。